

紀美野町第3回定例会会議録

令和2年9月18日（金曜日）

○議事日程（第3号）

令和2年9月18日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第89号 紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第81号 紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 3 議案第82号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第83号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 6 議案第84号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第85号 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第86号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第87号 令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について
- 第11 発議第 4号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業等の期間延長を求める意見書案について
- 第12 議員派遣の件について
- 第13 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

(決算審査特別委員会)

○追加議事日程（第3号の追加1）

第 1 発議第 5 号 北道勝彦議員に対する問責決議案について

○会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

追加日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番	廣 瀬 隆 一 君
7 番	西 口 優 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	坂 昌 美 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	(山 本 訓 永) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、15日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長に上柏皖亮君、副委員長に藤井基彰君が選ばれましたので報告いたします。

決算審査特別委員会の開催は10月2日金曜日、8日木曜日及び9日金曜日の3日間、開催時刻はいずれも午前9時からと決定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止対策として、密を避けるため、今回の決算審査特別委員会については例外として本会議場で行うことになりましたので合わせて報告いたします。

廣瀬議員及び西口議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

なお、執行部から議案第89号について提出がありましたので、本日本会議前の議会運営委員会で御協議をいただき、本日の日程に追加し、提出者からの説明後、質疑・討論・採決まで行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第89号 紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第89号、紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。税務課長、湯上君。

（税務課長 湯上増巳君 登壇）

○税務課長（湯上増巳君） おはようございます。それでは、議案第89号について御説明をさせていただきます。本日提出させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第89号、紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に

関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月18日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたため、紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の改正を行うものであります。

次のページを御覧ください。

新旧対照表の1ページを併せて御覧ください。

紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、第25条を第26条に改めるものであります。今回の改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正が行われ、第25条が条ずれにより、第26条となりました。それに伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令が改正されました。省令名が第25条から第26条に改められ、令和2年9月16日に公布され、令和2年10月1日から施行することとなりました。

それに伴い、その省令を参照している等条例についても、第25条から第26条に改正を行うものであります。参照条例の条ずれによる改正のみのため、内容については従来のもものと変わりはありません。

附則といたしまして、この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日、令和2年の10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案

のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第８９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２ 議案第８１号 紀美野町議会議員及び紀美野町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、議案第８１号、紀美野町議会議員及び紀美野町
長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第８１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第82号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、議案第82号、紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第82号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第88号 工事請負契約の締結について

○議長(伊都堅仁君) 日程第4、議案第88号、工事請負契約の締結について(令和2年度町道釜滝柴目線道路改良工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

5番、七良浴 光君。

(5番 七良浴 光君 登壇)

○5番(七良浴 光君) 1点だけお願いします。本年8月20日の全員協議会において、地方自治法施行令167条の10、第2項に明記されている最低制限価格の算

出方法の説明が執行部よりあり、最低基準価格にランダム係数を使用して最低制限価格を定めるとのことでありました。そこで、今回の工事請負契約議案の資料に記載されている調査基準価格が明記されておりますが、この価格の算出にランダム係数を使用しているのかお尋ねいたします。

(5番 七良裕 光君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) 七良裕議員の御質疑にお答えいたします。

今回、調査基準価格7,468万8,000円税抜きの内容でございますけれども、これにつきましてはランダム係数は採用してございません。従前の方法で調査基準価格を設定させていただきました。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 5番、七良裕 光君。

○5番(七良裕 光君) なぜ質疑をさせていただいたかと言うと、調査基準価格というのは施行令の167条の10、第1項に記されてると思います。2項の最低制限価格を定めるのにランダム係数を使用しているが、今回の調査基準価格にはランダム係数を使用しないという根拠等についてお尋ねいたします。

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長(米田和弘君) 七良裕議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど調査基準価格、最低制限価格関係、調査基準価格ですね、ランダム係数を使用していない根拠ということなんですけれども、今回まだ業者の皆さんにランダム係数を使用するという点については周知できておりませんので、従前のやり方で大体過去の例を踏まえた上で金額の設定をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(伊都堅仁君) 5番、七良裕 光君。

○5番(七良裕 光君) という今の課長の答弁では、業者の方々に周知ができていなかったということでランダム係数を活用せなんだというような答弁であったかと思いますが、今後、町の入札契約制度の委員会で同じ施行令の条文であって1項、2項の違いがあるだけであるので、今後はそのランダム係数を活用していく考えがあるのかな

いのか。再度お尋ねしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） お答えいたします。

議員御質疑の今回のこの工事に係る調査基準価格、そしてまた最低制限価格、これにつきましては今回の議案につきましては、5,000万円以上の工事については調査基準価格を設けると。それはなぜかと言えば、調査基準価格を下回ったら失格じゃなくて落札を保留します。そしてその金額が出てきた根拠を示してください。それでもって落札が適当かどうかというのを判断するための調査基準価格でございまして、もう一つの最低制限価格というのは、250万円以上の工事、5,000万円以下の工事においてはそれを設定します。最低制限価格を下回れば、その段階で失格となると。そういう違いのものでございますので、5,000万円未満250万円以上の工事については今後最低制限価格を決めるに当たってはランダム係数を使っていくと。それについては、今月中に業者を集めて説明する予定にしておりますので、9月末に説明会を開いて10月からそれを適用していく。調査基準価格につきましてはランダム係数をかけるというものではございませんので、その点どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

（「休憩」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前9時14分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時14分）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） ちょっと不明瞭な答弁をさせていただいて申し訳ございません。調査基準価格については、先ほど副町長申しましたようにその金額を入れていただいた上で、その金額が適当かどうかということを審査を行うものでございます。ランダム係数といいますのは、最低制限価格の5,000万円以下、250万円以上5,000万円以下という工事について設定するものでございまして、その金額を下回った

場合には失格ということになっておりますので、御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

(「答弁になってない」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前9時16分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時16分)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 再度すみません。調査基準価格につきましては、ランダム係数というのは使いませんので、そのあたりちょっと御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） おはようございます。この契約の入札日が8月21日ですか、てなってますよね。工事期間というのは明日から今日は通ったらですけども、明日から来年の3月31日まで、年度内ということになってるかというふうに思うんですけども、これはもう実際のところのいつまでということについてはどういうふうにお考えになってるんか。恐らく繰越明許ということも頭の中に入っていることじゃないかというふうに思うんですけども、その8月21日からですね今ざっと1か月ですよ、今日の日程から見ていった場合に。そういうところについてですね、どういうふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） それでは美濃議員の御質疑にお答えいたします。

工期なんですけれども、今年度の道路改良工事につきましては、釜滝側のほうから釜滝というんですか、釜滝の集会所のほうから延長３８０メートル、幅員７メートルの道路改良工事を実施するものでございます。年度内、繰越しがあるのかどうかというのはおっしゃってたんですけども、年度内に工事を完了するように今整備を頑張っているところでございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) １１番、美濃良和君。

○１１番(美濃良和君) 本当に年度内を考えてるんでしたら何ですね、議会の開会当日というわけにはまいりませんけれども、２日目、３日目とそういうふうな日程が来てるわけでございますけれども、そういう点でこの件も早く議会との関係で進めていくべきではなかったのか、その辺についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長(米田和弘君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

できるだけこの工事につきましても、早く上程させていただきたかったんですけども、ちょっと用地関係であるとかそのあたりの段取り、測量設計を去年から行っておったんですけども、そのあたりの段取りがうまくつかずにちょっと遅れてきたというような感じもございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

(「休憩お願いします」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午前９時２１分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前９時２２分)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長(米田和弘君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

なぜその議会の初日、2日目にらせなかつたのかというやうなこゝなですけれども、先ほだちよつと見ていただいた中にもございます今回この入札につきては、株式会社野上建設のほうが調査基準価格以下の金額で応札していただいてございまして、その調査基準価格の審査会を行うときにおきて、ちよつとその時間が要しましたので、当然その調査基準価格の金額の審査におきて業者さんの聞き取りも行っておりまして、その時間が要したということで御理解願ひたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） あまりしぶと言いたくないんですけれども、契約の仮契約というのがもう9月2日結ばれてるんですよ。そういうふうなことからしても、議会の初日はやっぱり提案ですから無理として、その2日目、今日で3日目ですか等々この考へた場合に、1日でも早くというふうに考へるのが当たり前ではないかというふうに思ふんですけれども、その辺については今後のことも含めてちよつと述べたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

できるだけ早く出したかったというのはあるんですけれども、この議案につきては9月8日に提出、追加提出ということでさせていただきます。今後できるだけ契約につきては仮契約後、速やかに提出できるよう努めてまいりたいと思いますのでよろしく願ひたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 83 号 令和 2 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 8 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 5、議案第 83 号、令和 2 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 8 号) について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) それでは、質疑を行います。

予算に関する説明書 6 ページ、総務費、総務管理費、4 目財産管理費で委託料、12 節委託料でかじか荘本館解体撤去工事設計業務委託料が計上されてます。リニューアルして最終的にリニューアルが完成というか終わるのはいつ頃という見通しなのか、お願いします。

それから、その下、5 目企画費で 7 節報償費、これふるさと納税の報償品の費用だというふうに 600 万円が計上されてます。返礼品の内容についてはどのようなものなのか、どのようなものを予定してるのかお願いします。

それから、民生費で次のページ、7 ページの民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費で 18 節負担金補助及び交付金で、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金で 93 万 5,000 円が計上されてます。この事業の内容について説明をお願いします。

次は、8 ページで衛生費、保健衛生費、2 目の予防費です。12 節委託料、インフルエンザ予防接種委託料 1,518 万 1,000 円の計上です。その下に 19 節扶助費で 168 万 7,000 円、やはりインフルエンザ予防接種費用助成金が計上されてます。町長の開会のときの挨拶の中にもこの話がありましたが、この委託料と扶助費についての説明をお願いします。

それから、10 ページの消防費、1 項消防費、常備消防費でこれ別に消防費でなくても小学校、中学校にも同じような事業計上があるんですけど、14 節工事請負費で 149 万 8,000 円、中身が消防庁舎高圧交流気中、これどない読むんか分かんなくて

ど負荷開閉器設置工事費となっております。この高圧交流気中負荷開閉器というのを設置工事というのはどういうものなのか、答弁をお願いします。これ教育費の中にも計上されてるんですが。

それから、13ページ、12款諸支出金の1項基金費、繰越しが出たんですということだったので、財政調整基金積立金が計上されています。2億3,181万5,000円ということです。積み立てた場合のこのところ財政調整基金も取り崩したので、財政調整基金の残高がどうなるのか、お願いします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうから田代委員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、12節の委託料でございます。かじか荘本館解体撤去工事設計業務委託料、これは258万5,000円ということでございます。御質疑の件につきましては、かじか荘のリニューアルですね、リニューアルと申しますか、現在省エネルギー化ということで事業を進めてもらっておりますが、そのまま完成と申しますか、次のリニューアルはいつかという御質疑だったかと思えます。それにつきましては、令和3年2月末に一応工事のほうを完成したいというふうに考えてございます。

それからですね、続きまして、同じ6ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、7節の報償費、謝礼等ということでこれはふるさと納税の返礼品600万円でございます。これは1人3,000円の2,000件ということで600万円を計上させていただいてございます。報償費、返礼品なんですが、返礼品の内容としましては、令和2年現在ですね、全体で243品目の返礼品を御用意をしております。主なものとしては、種なし柿、柿ですね富有柿とかですね、あと温州ミカン、それから南高梅、そういったものが主なものとなっております。

あと町内の返礼品につきましては、77品目ございまして、共通返礼品というものができまして町外のほうからも返礼品を調達してるということで、町外のほうからは16

6 品目、合計 243 品目の返礼品を御用意してございます。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、私のほうからは、予算に関する説明書の 7 ページ、民生費の社会福祉費、老人福祉費の地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金について説明します。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止から、介護施設等において感染が疑われる人が発生した場合に感染リスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないように気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であるため、設置に必要な費用に対して補助するもので県 100% 補助でございます。ラフェスタ紀美野から 1 台の陰圧機の要望があり、計上するものでございます。

続きまして、8 ページの予防費のインフルエンザ予防接種委託料、それから扶助費の助成金について御説明いたします。

今年の冬、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐために、令和 2 年度に限り全町民を対象にインフルエンザ予防接種に係る費用を助成するものでございます。重複感染による重症化を防ぐことはもちろんのこと、新型コロナウイルスとインフルエンザは症状がよく似ているために判断が難しく、医療現場で医療体制逼迫するおそれがあるため、負担軽減を図るために実施するものでございます。

なお、海南海草管内については、予防接種事業を実施するに当たり、医師会と委託契約を締結する予定でございますので、12 節の委託料で払う予定で、それ以外、海南海草地域以外の接種箇所では受けられる方については一旦自分で立て替えてもらって、それを町のほうに申請してもらおうという形で扶助費での計上とさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、予算に関する説明書 10 ページ、8 款消防費の中の工事請負費に関する説明をさせていただきます。

なお、先ほど田代議員もおっしゃられておりましたが、9款教育費のほうでも同様の予算措置がされておりますが、同一目的での予算措置ということになりますので、一応御了承賜りたいと思います。

消防本部の庁舎は、電力会社の電柱から高圧の引込みケーブルを介して受電をしております。そのケーブルで地絡事故が発生した場合に、周辺地域を長時間停電させてしまう波及事故につながる可能性が高くなるといったような状況でございます。波及事故が発生しますと、工場であったり病院であったり住宅だったりといろんなところが停電となりまして、多方面に営業、また操業停止こういったことから社会的に多大な影響を及ぼすと同時に多大な損害賠償、これを請求される可能性があるということで、波及事故を防止するために高圧交流気中負荷開閉器、これを設置する方法でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、説明をさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 予算に関する説明書の13ページの12款1項1目の財政調整基金の金額、この今回の補正後の積立金の金額は幾らになってるかという御質疑にお答えします。

24億8,659万9,000円となります。

以上でございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 8ページの衛生費で保健衛生のインフルエンザ予防接種委託料の補正ですが、例えば私たちのような高齢者は今1,500円の負担を支払ってるわけです。全町民対象にということで、子供から大人までということになると思うんですけど、具体的にそういう負担がこれでどうなるのかということが一つ。

それから、もう一つ前で民生費の社会福祉費で負担金、補助及び交付金で地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金ということで、介護施設に。

○議長（伊都堅仁君） 田代議員、マイクのほうへ向かってしゃべってください。

○6番（田代哲郎君） 介護施設に陰圧室を設置するというふうにとったんですが、

介護室で陰圧室を介護施設に設置したらその感染が予防できますけど、これは今のところ一つの施設に設置するということなのかどうか、答弁を求めます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 予算に関する説明書の８ページ、インフルエンザ予防接種の具体的な補助内容について、まず説明させていただきます。

６５歳以上の高齢者は今までインフルエンザ予防接種の法律に基づいて定期予防接種として自己負担金１，５００円かかっておりましたが、その部分が無料となります。高校生から６５歳まで未満の方は今まで自己負担かかっておりましたので、全額医療機関で払ってたんですけれども、上限を４，０００円として助成したいと考えております。中学３年生までは今まで２，０００円の補助を町独自でさせていただいてたんですけれども、これも上限４，０００円で助成したいと思います。

続いて、予算に関する説明書の７ページ、陰圧装置の件でございます。補助内容、今回計上させていただいてるのは１台だけの計上になっておりまして、ラフェスタ紀美野からの要望でございます。なお、各介護施設においては感染対策を徹底するように指導はしておりまして、追加要望のほうも県を通じてまた再度詳細がきておりますので、それぞれ要望を聞きながら再度検証をという形にはなるかも分かりませんが、今回第１弾の要望として要望がありましたので、計上させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

５番、七良浴 光君。

（５番 七良浴 光君 登壇）

○５番（七良浴 光君） 予算に関する説明書の１０ページ、７款土木費、３項１目住宅管理費の１６節公有財産購入費についてお尋ねいたします。

１点目は、この土地購入費の１，８３０万円の購入面積及び地権者数、並びに平米単価について。

２点目、長寿命化計画に基づき、今後の町営住宅敷地借地分の購入計画があるのかどうか。

３点目、この土地は県が策定した紀の川水系貴志川洪水浸水想定区域図では、浸水の可能性はないのか。

以上、3点お願いします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうから七良浴議員の御質疑にお答えをいたします。

予算に関する説明書の10ページをお開きいただきたいと思います。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、16節公有財産購入費1,830万円でございます。これにつきましては、町営住宅下佐々第4団地から第7団地の一部の土地購入のために公有財産購入費として1,830万を計上したものでございます。

議員御質疑のここの部分の面積ですが、1575.36平方メートルでございます。地権者につきましては1名でございます。それから、単価につきましては鑑定によりまして1平方メートル当たり1万1,600円ということでございます。

それから、2点目の長寿命化計画における借地の購入計画というもののんですが、長寿命化計画の中で建て替えの計画というのがございますけれども、借地の購入の計画というものはございません。

それから、3点目の貴志川の洪水浸水想定区域図なんですが、そのまま浸水区域になってるかという御質疑だったかと思います。この分につきましては、貴志川の洪水浸水想定区域図の想定最大規模による1,000分の1の確率のものでございますが、その部分については洪水浸水地域には指定されてございますが、もう一つの貴志川の洪水浸水想定区域図の計画規模、これは100分の1の確率なんですが、それにつきましてはこの部分は浸水地域には指定されてございません。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 5番、七良浴 光君。

○5番(七良浴 光君) まず、1点目の私が説明を求めた購入面積とかというもののについては、本来補正予算説明資料の中へ明記していただければ質問もする必要がなかったのではないかなと思いますので、今後検討願いたいと思います。

それから、3点目の紀の川水系貴志川洪水浸水想定区域図の計画規模では、浸水の予想はないんだというお話でございましたが、過去の水害で400ミリからの、24時間

雨量４００ミリからの降水量があった事実も踏まえ、また先般の一般質問で全国各地で２４時間雨量６００ミリを超える雨量が出てるという観点から、やはり、しっかりと洪水浸水対策も踏まえて今後は土地の購入等に当たっていただく必要があるのではないかと、このように考えますが、そのことについて答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 七良浴議員の再質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり今このことにつきましては、ちょっと浸水の可能性があると言いますか、その１，０００分の１の確率の規模で言いますと今浸水の可能性があるということになってございますけども、この土地については河川の改修とかですね、そういったものを勘案しながらまたこの計画というものをちょっと考え、状況等を見ながらまた慎重に用地の購入等について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ５番、七良浴 光君。

○５番（七良浴 光君） ただいまの答弁で、今後河川の改修の計画もあるやに聞こえたんですが、そういう計画はあるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 七良浴議員の再々質疑にお答えをいたします。

和歌山県のほうですね、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画というのが平成２９年に策定をされてございます。その中で河川改修の工事を行っていくというふうには聞いてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） これは説明資料のほうですけれども８ページ、先ほどからも出ておりますけれども、衛生費の保健衛生費の予防費でインフルエンザですけれども、これは６５歳以上については１，５００円ですよね。確認したいんですけれども、中学校３年までは２，０００円でその２，０００円だけ払えば窓口負担２，０００円と、こういうことでしてもらえるとそういうことでよろしいんですね。ちょっと確認したいと思います。

それから、その下の環境衛生費、4項ですか、4目ですね。この住宅用省エネシステム普及推進事業補助金の160万と、これについてはどうなってるんかの説明をお願いしたいと思います。

それからですね、ちょっと戻ってもらいまして6ページなんですが、総務費の総務管理費の5目の企画費で、ここでふるさと納税についての予算が計上されております。ざっと1,300万ちゅうことになってるかというふうに思うんですけども、これについて説明をお願いしたいのは分かるように。

ふるさと納税ということは当初で1,000万の歳入があるという見込み、今回の予算で2,000万、合計3,000万ですよ。それが後の最後のところでふるさと納税の応援基金積立金のほうにか2,000万円積み込んでいくということになってるんですけども、ここでその町の支出というのが1,300万ほどかかってくるというふうになってますよね。これはもう町のほうで出してくことになってるんですけども、我々当初というんですか、ふるさと納税が始まるということについてですね聞いておったのが、この町に生まれて東京なり大阪なりに出た人がそれなりに成功というんですか、収入があることになって自分が世話になった紀美野町に幾らかでも応援したいということで納税するんだというふうな説明であつたかというふうに思うんですけども、少し内容が変わってきているように思うんです。

これで見てのとおり、町のほうでこの1,300万のこの経費を払ってですね、その寄附をしてくれた方はどうなるかという、ここで70組ですかの3,000円の70でしたか確か60か、何らかの謝礼に当たる品物をもらう。それからあと税金の控除がされるんですよ。例えばちょっと説明してもらいたいんですが、例えばですね1万円のお金をこのふるさと納税した場合に3,000円ですかの物がもらえて、あと控除がどれだけあるんか。そういうふうなことでこの町に寄附をしてくれるんは大変ありがたいんですけども、それはありがたいということで申し上げたいんですけども、そのことがどのようになっていくんかの説明ですね、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書の８ページ、衛生費、保健衛生費、予防費のインフルエンザの予防接種の補助の内容の御質問だったと思います。今まで令和元年度までについては、６５歳以上の高齢者については自己負担１，５００円かかっておりましたが、令和２年度に関しては無料とする、したいと考えております。中学３年生までは、今まで町独自の施策として２，０００円の助成をしておりました。なので、その部分については上限４，０００円まで補助をするという補助でございます。

それから、高校生から６５歳未満の方は今まで自己負担全額、インフルエンザの予防接種の受診料というのが大体３，５００円から４，５００円ぐらい、医療機関によって違うんですけども、それも上限４，０００円を上限に補助をするという内容でございます。医療機関によっては４，０００円を超えるところもあるんですけども、ほとんどの医療機関で無料で予防接種を受けることができるという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

８ページの、予算に関する説明書の８ページをお願いします。

４款１項４目環境衛生費で１８節負担金補助及び交付金、これにつきましては住宅用省エネシステム普及推進事業補助金として蓄電池設置補助金１６０万の予算でございます。事業内容につきましては、地球温暖化防止及びクリーンエネルギーの導入を推進するため、住宅用省エネシステム家庭用リチウムイオン電池を導入する住民に対して補助金を交付するものでございます。

この補助金につきましては、本年３月末で終了いたしました住宅用太陽光発電設備設置補助金に代わるものとして過疎地域自立促進特別事業のうち住宅用省エネシステム普及推進事業を活用して、要綱に基づき交付するものでございます。対象となる蓄電池は、未使用で容量が４キロワット以上、家庭用リチウム電池及びインバーター、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたものといたします。本年度は８万円を交付するものとして２０基を予定してございます。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃良和議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、この中身、内訳につきましては、ふるさと納税の関連でございます。まず、そのふるさと納税の概要につきましては、平成20年度から豊かな自然と紀美野町を愛する人々からの寄附金の使途についての透明性を高めるとともに、寄附者の紀美野町への思いを具体化することによりまして、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的として実施しているものでございます。今現在、町広報紙並びに町ホームページやインターネットによりまして寄附を募っているという状況でございます。

今回当初予算ですね、1,000万円の予算を計上させていただきまして、今回ふるさと納税につきましては2,000万円の増額と、年々増加をしてきておりまして、さらに令和元年11月からですね、和歌山県内の共通返礼品を導入したことによりまして寄附金が増加しております。それに伴いまして、返礼品等の費用も増加しているというところでございます。

それから、例えばその1万円の寄附をいただいたときにはですね、それに対する3割、3,000円の返礼品をお返しする、返礼品を交付するということになってございます。また、そのうちですね控除につきましては、2,000円の分につきましては個人負担ということで、それを超える分については一定の上限まで所得税、個人住民税から税額控除されるという仕組みとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ページでいきます。6ページですね、ふるさと納税については、今の説明でしたら1万円の寄附をした場合に2,000円だけがあって要するに8,000円分は減税されると、ですね。2,000円もその3割の3,000円の品物もらったらですね、まさにこの何をした、寄附をした人についてはかなり寄附というのもプラスになるというふうなことになってくるんじゃないですか。

あと、この2,000万円を今回の予算では2,000万円の基金に充当してくるという
ことに、積み立てていくということになってきてますけれども、しかし2,000万
をもらって2,000万円を基金に積み立てるにしても1,300万円の町の予算でもっ
て、このいろんなこの送料やなんやってことにお金がいつていると。その何かこう見て
ると、一体このふるさと納税というのは何であるのかというふうなことが言われてくる
ような状況になってくるのではないかというふうに思うんですけれども、結局これにつ
いても国の事業、国のほうから制度化されたもので、進めていかなきゃならんとそうい
うことで判断するよりないんですね。それについて確認したいと思います。

それから、8ページのインフルエンザですけれども、予防費ですね、保健衛生費の予
防費。結局、4,000円未満の4,000円以下の病院とか医院でこの注射を打っても
うた場合は無料になると、そういうことでよろしいんですね。

それから、その下の環境衛生費の4目の環境衛生費の住宅用省エネシステムの普及推
進事業でございますけれども、今お聞きしましたのはイオン電池のこのバッテリーを買
うんですけれども、今ちょっと聞き逃したんか、よく分からなかったんですけれども、イ
ンバーターとかそんなものも含めてというふうなことでおっしゃられたのか、20件に
8万円の補助をするということですが、バッテリー及びそのどれだけお金かかる
もんか知りませんが、バッテリーとかそういうふうな附帯のものも入ってという
ことであるんか、確認したいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前10時10分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

○議長（伊都堅仁君） あとの件について、答弁願います。

保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えします。

インフルエンザ予防接種の費用が4,000円以下の医療機関で受ける場合はもう無

料になるのかということなんですけれども、そのとおりでございます。65歳以上についてはもう完全無料という形になります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

補助金の対象となる蓄電池でございますが、再度説明させていただきます。未使用で容量は4キロワット以上、家庭用リチウムイオン電池[※]及びインバーター、パワーコンディショナー等の電力交換装置を備えたものでございます。今現在、家庭用太陽光発電を家庭用なんですけれども設置された方については、直流、そのままインバーターのものがついてますので、それを利用させていただくということと、そして、その家庭用の太陽光がついてなくても系統連系型と言いまして、電力会社の電力網から直接電力をためることができますので、深夜電力の有効活用ができるということで今回採用させていただいております。そうした蓄電池のシステムをもったものを補助させていただくということになります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 聞いたらあかんけども言うてもいいんですよ。当然のことながら。ふるさと納税についても一回お聞きしたいと思います。

今言うところのですね、税金の問題は言うなということなんですけれども、一応聞かんかったらいいわけで8割の要するに減税があると。そして、あと残るところ2,000円で3,000円の品物をもらおうと、その納税をした人は。ふるさと納税をした人はそういうふうなことでよろしいんですよ。

あと、そして町としてこういうだけの1,300万の予算を組んで充ててなきゃならんと。そして2,000万円を寄附してもらった金をそのまま基金に組み込むけれども、経費というんですか、支出するべきものがこの1,300万あると、こういうふうな内容になってるということですよ。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをいたします。

ふるさと納税関係の御質疑なんですけど、まず先ほど減税につきまして8割が減税というお話だったと思うんですけども、8割という意味ではなくて個人負担が2,000円

と、それは一律なんで1万円であれば2,000円で減税が8,000円ということになるんですが、それはたとえ5万であっても個人負担は2,000円ですので、ただ減税4万8,000円と最高ですけども、ということになりますので、8割ではちょっとないということだけ御理解いただきたいと思います。

それから、基金にふるさと納税の寄附金ですね、寄附金を基金へ積み立てると、同額積み立てることになってございます。その基金へ積み立てた後に、町のそういう事業のほうへ充てていくということになっておりますので、確かに寄附金よりも支出も結構かかりますし、そこでただ事業をやっていくということを目的の中で動いてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 予算に関する説明書10ページの7款土木費、3項住宅費の中の土地購入費下佐々町営住宅の土地購入費の件ですけれども、先ほど七良浴議員のほうからも幾つか御質疑がありましたけれども、追加で私のほうからも質疑させていただきます。

この町営住宅下佐々第4団地から第7団地までの土地の一部を購入するということがありますけれども、この土地を購入する目的、これは一体何なのかというところが1点、さらに、先ほど1名の地主さんから購入ということでしたけれども、残された部分のほかの地権者さん、地主さんの御意向はどうなのか。そこからの土地を購入する予定なのか、そうでないのか。また、そうでなければその理由は何なのか、そのあたりを御回答ください。

（1番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

予算に関する説明書の10ページでございます。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費の16節公有財産購入費1,830万円で

ございます。まず、目的は何かと、購入する理由なんですが、ここの土地につきましては借地となつてございます。少しでも借地を減らしていきたいというような町の方針がございまして、この土地には道路もあり、住宅に入居されている方が現在も5世帯ございます。そのため、この土地を購入していきたいということでございます。借地の期限が間もなくきますので、昨年その一部の地権者の方から土地を買い上げていただきたいという申出があったので、それを受けての購入をしていきたいというものでございます。

それから、残りの借地につきましては、現時点でまだ借地を継続していきたいということで、買上げの御要望はございませんので今回この1筆のみを買い上げていきたいということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 1番、桐山尚己君。

○1番(桐山尚己君) 町の方針として借地を減らしていくと、買上げを進めていくというその方針は理解いたしました。ただいまの企画管財課長からの答弁から私が理解したのは、引き続き当該の借地並びに買い上げた土地を含めてあの近辺一帯を町営住宅地として使用する目的と、そういうふうに理解しましたがそれは間違いございませんか。あそこは築もう50年前後たつてるような老朽化した建物ですけれども、今後も買い上げるとすることは、あそこを今の老朽化した建物を建て替えて新たに町営住宅なりということで使用していくと、そういう理解で間違いございませんか。

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長(坂 詳吾君) 桐山議員の再質疑にお答えいたします。

この土地につきましては、現在もちろん公営住宅が建っている土地でございまして、今後につきましてもここを住宅用地として使用するのかという御質疑だったかと思えます。確かにこの住宅につきましては、昭和44年から建設されているものでございまして、もうかなりの年数がたつてきてございます。建て替えという計画もございますので、この地域でできるだけ土地を求めていきたいということで考えてございますけれども、先ほども言いましたようにその場所については慎重に検討していきたいということでございます。

ただ、現時点でも入居者が5名の方が入居されてるということでございますので、現時点ではこの土地を買ってですね、今後はそこにも住宅を建て替えるということも考

えてはございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ちょっとすっきりしない答弁でしたので、再度確認したいと思うんですけれども、検討を今後していった不適というような判断になれば将来は別のところに建て替えると、そういう可能性もあるというふうに私は今聞こえたんですけれども、最初の答弁とちょっと変わってきてるかなと。最初はここで引き続き購入するということはずっと未来永劫、この土地を町が所有するということですから、再度どなたかに売却しない限り、そこで何かしらの目的があって購入するということになってくると思うんですけれども、ほかのところに建て替える可能性があるのであれば、現在ここを購入しなければならないという理由にはならないと思うんですよ。

もう確実にここに建てますという御意向が執行部のほうであるのであれば分かりますよ。でも、先ほどその洪水想定区域のお話もありましたけれども、私今回の一般質問をこの関連でさせていただいたんで、このあたりはしっかりと見てるんですけれども、先ほど課長おっしゃったその1,000分の1の確率では入ってないと。当該計画区域には入ってないと。ごめんなさい、100分の1は入ってないと。1,000分の1のほうでは入っていると、こっちですね。でも私が確認したところ、100分の1でもこれはちょっと見にくいんですけれども、PDFファイルでパソコンで拡大して確認をしてもですね、0.5メートル未満の浸水が想定される区域に入ってるというふうに私は理解したんですね。100分の1の確率でも。そのあたりのその事実認識がちょっと違ってあるのかなと。

私の理解が正しければ、100分の1でも確率は結構高く浸水する危険性がありますよと。1,000分の1になれば、このあたり一帯、今後その激甚化されるその災害、水害のことを考えれば、こちら100分の1よりも1,000分の1のほうをしっかりと見た上で、町としては今後の対応を考えていくべきだというふうに私は思うんですが、少なくとも100分の1のほうでも想定区間内に入ってるというふうに私は認識してるんですね。そうであれば、さらに将来確実にここを使うよという予定が現時点でなければ、購入という判断には至らないんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、現在ですね県の河川計画、これは何に基づいてやってるかと言いますと、先ほど課長が説明しましたようにこの１００分の１のね、これを基に計画を進めてると。確かに議員おっしゃられるとおり１，０００分の１の可能性もあるやないかという説もあろうかと思うんですが、この１００分の１のこの経緯でいきますと、かつての昭和２８水路、２８水害ありますね。これもこの１００分の１の雨量に入ってるというふうなことで、県も国もこの河川計画でこの１００分の１を採択し、そして計画規模のこれを基に現在進めていると、こういうことでございますので、町といたしましてもその可能性は確かに議員のおっしゃる心配事もあろうかと思いますが、しかし、今その住宅におきましては、５名の皆さん方がまだお住みになってる、そして非常に老朽化が進んでる。そうした中で、実はやはり建て替え計画も考えていかなんという段階において、今その賃貸契約が土地の契約ですね、これが切れようとしていると。その段階において地主さんからもうこんな買収してほしいよという要望があり、そして町としてはこの辺については何とかまだ５名の皆さん方がいらっしゃるんで、これを買っていかうと。そして将来的にこれは十分検討し、そしておっしゃるように住宅用地としてやっていくのか、またほかのことで使用するのか。その辺については今後の検討課題としてやっていきたいと思います。

そんな中で、一つ懸念するのは町道ですね。この中には約３割の町道が含まれてるというようなことでございますので、町道の改修も含めてやはり検討を考えていかなんだらという中で、今これをこの際買っていききたい、そうしたことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前１０時３０分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３９分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから議案第83号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番(桐山尚己君) では、反対討論を行います。

本紀美野町一般会計補正予算案についてですが、町営住宅下佐々第4団地から第7団地の土地の一部を購入するというこの案に対して、私はその購入理由について納得がいきません。目的が現時点ではっきりしてないものを現在購入するということは、やはり町としてはすべきでないのではないかというふうに思いますので本案に反対いたします。以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) いろいろと御心配の向きもあるわけでございます。この1点、住宅のその土地購入ということで、今、反対の理由が述べられました。予算ですからほかのものも入っております。これで反対して通ってしまったら、反対が通ってしまうとほかのものもつまってしまうという大変な問題になるわけでございますけれども、何にしてもですね、土地購入の1,830万とこういってございましてけれども、これについては実際にやはり検討していただいて、予算は通っても買わなければならんということにはならんかというふうに思います。そういう点でですね、この今の御指摘も受けて検討していただいて、今後予算執行を進めていただくと、そういうふうな形で私はこの一般会計の補正に賛成いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時43分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時57分）

◎日程第6 議案第84号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第84号、令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第85号 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第7、議案第85号、令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 説明書の21ページ、2款医業費、1項医業費、2目医薬品衛生材料費、10節需用費5万4,000円の計上で、医薬材料費となっています。説明資料によりますと、新型コロナウイルス抗原検査キット5万3,900円となっています。この件についての説明では10セットということでしたが、この件についての説明をお願いします。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

補正予算の説明資料のほうの20ページをお願いします。

そのうちで、2款医業費、1項医業費、3目医薬衛生材料費の10需用費でございます。医薬材料費として新型コロナウイルスの抗原検査キットを買うものでございます。このキットの内容はということでございますけども、在宅医療や高齢者の患者さんの負担を軽減するため、新型コロナウイルス抗原検査用のキットを医師会に申し込みまして現在割当てとして10人分ということで購入するものでございます。

新型コロナウイルスのキットにつきましては、現在指定医療機関や保健所からの指示による発熱などコロナの疑いのある患者さんに対しては医療機関においてPCR検査を

保険適用として公費で無料にて検査してございます。しかしながら、患者さんの往診に行った際に安全を確保するために現在10セット中テスト分を購入するものでございます。このキットにつきましては、唾液で検査するものでございまして、簡易的にその診療所のほうで検査できて30分ぐらいで結果が判定されることになります。そうしたものを簡易的なものをご購入するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 抗原検査キットってあくまでも抗原の検査ですから、抗体じゃないので感染してるかどうかを検査するので、やり方はPCRと比べたら非常に簡潔で、いわゆるインフルエンザのキットと同じようなやり方で簡単に30分ほどで、30分もなく15分ちょっとあったら結果が出るよということは聞いてます。

それをどういう対象にするか、そういう疑いがあるという人を対象にしてPCRの代わりというか、そういう形でPCRはかなり負担がかかるのでPCRの代わりにそういう例えば症状がのどが痛いとかせきがあるとか熱があるとか、そういう患者さんが診療所に来られた場合にそれを使って検査するということなのか、その辺のことについての答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。来院された方はもちろんのこと、在宅医療とか高齢者の患者さんの少しでもそういった症状のある方について検査をさせていただいて、医師及び看護師、もちろんこの方々を介護されてる方含めてですね、その機関だけでも安心していただけるようにということで検査するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） これ病院であれば検査技師とかがやる、病院でもこの程度なんやったら看護師でいけるのかな。各診療所でそういうキットを置いていて、来られたら在宅でもそうですけど、看護師の方がそういう検査に当たるということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

各診療所と申しますのは、現在は長谷毛原診療所と国吉診療所のみを所管させていただいてます。医師による医師会への申込みに対して医師会から配偶されるものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私もこの件についてお聞かせいただきたいのですが、もうコロナに対しての対応というのは、残念ながら今、薬がないんですよね。インフルエンザならばタミフルとか、またその何もワクチンもあるわけでございますけれども、コロナについてはワクチンもないし、それについての治療薬もないと。そんな状況にあるわけで、まずかからんようにすることと、それからかかった人を早く隔離することによって拡散をさせていかないと、こういう方法しかないということでもありますので、今こういうふうな抗原検査キットですか、そういうものを備えていただくと、こういうことは結構なんですけれども、今の話でしたら診療所2診ですね、国吉、毛原の2診だけにしか備えられないと。あとその民間も含めてできるだけこの検査をしてもらってそういう対応をしていかなきゃなんというふうに思うんですけれども、その後についてはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

よくこんなことになっても分からないんですけれども、よくPCR検査というふうに言いますし、紀南のほうでは串本病院でPCRの機械を導入したとそういうふうにも聞いてるんですけれども、今後の点についてさらにどんどんと要するに検査を進めていくと、少しややこしいところも含めてどんどんやってくというふうなそういうふうなものに使ってもらえるのかどうか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

今後その検査体制はどうなっていくかということなんです、国の新型コロナウイルス感染症の対策本部のほうでは、いろいろな取組をするという中で、感染拡大や重症化を防止する観点から一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、本人の希望により検

査を行う場合、国も支援していくということで進めていくということで、厚生労働省のほうからもPCRであるとか抗原検査をする場合は一定の補助をするということで通知はきてますが、まだ具体的な内容については市町村のほうに示されておられません。今後、検査体制を充実する方向で進められている状況ですので、高齢者であるとか基礎疾患をもっておられる方については検査体制を充実して進めていく予定ですので、今後、国の動向、県の動向によりまして市町村の施策にも反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今割当てで10セットというふうな説明がございましたけれども、10セットというのは10人ですねせいぜい。ということでございますので、今後その検査を進めていく上では今後2波、3波という状況になっていった場合に心配なわけでございますけれども、これについては増やしていけるということについて割当てですからこんだけしかないというふうなものであるんか、その辺はどうなんですか。もっとこのできるような状況をつくっていくんかどうか。その辺はどういうことになってくるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 今後なんですが、県と医療機関の協力です、検査体制を充実していくということでの話でしか今のところ聞いておりませんので、そのあたり医療機関の受入れ態勢が整い次第、検査体制いずれ高齢者の方がちょっと気になるよというときにPCRであるとか抗原検査ができるような体制になっていくかなと考えられますので、そのあたり動向を見ながら体制づくりをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第８５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第８６号　令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
について

○議長（伊都堅仁君）　日程第８、議案第８６号、令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第８６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第８６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第８７号　令和２年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君）　日程第９、議案第８７号、令和２年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第８７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第８７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　発議第３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１０、発議第３号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について議題とします。

提出者から説明をお願いします。

１０番、美野勝男君。

（１０番　美野勝男君　登壇）

○１０番（美野勝男君）　発議第３号。

紀美野町議会議長　伊都堅仁様。

提出者、紀美野町議会議員　美野勝男。

賛成者は、紀美野町議会議員　桐山尚己、藤井基彰、上柏皖亮、七良浴　光、田代哲郎、北道勝彦、向井中洋二、美濃良和、以上８名であります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

提出理由について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大については、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、一定の収まりを見せていた時期もありましたが、再び猛威を振るい、連日全国各地で新規陽性者が判明するなど、今や新たな局面を迎えているといっても過言ではなく、住民生活への不安が続いています。このような状況において、各地における医療提供体制の確保をはじめとした万全の感染防止対策の構築とともに、経済対策や教育、子育てへの対応など、今まで以上に対策を迅速かつ的確、強力に推進していく必要があります。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、このような長期化する感染症対策にも迫られていますが、地方税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることです。このため、地方税財源の確保の観点から、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国に対して本意見書を提出するものです。

それでは、意見書（案）を朗読します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがなくなっている。地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られて、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収

補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体制の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・経済再生担当大臣・まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てです。

以上、よろしくお願いします。

(10番 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから発議第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 発議第 4 号 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業等の期間延長を求める意見書案について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 1、発議第 4 号、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業等の期間延長を求める意見書案について議題とします。

提出者から説明を願います。

9 番、向井中洋二君。

（9 番 向井中洋二君 登壇）

○9 番（向井中洋二君） 発議第 4 号。

令和 2 年 9 月 1 8 日。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者、紀美野町議会議員 向井中洋二。

賛成者は、紀美野町議会議員 桐山尚己、藤井基彰、上柏皖亮、七良浴 光、田代哲郎、北道勝彦、美野勝男、美濃良和、以上 8 名であります。

防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業等の期間延長を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

提出理由について申し上げます。

国土強靱化のための 3 か年緊急対策が今年度をもって終了することから、防災・減災事業債を含めてその期間延長を求めるものであります。

その趣旨としましては、近年多発する自然災害から地域住民の生命と財産を守ること、は、地方自治体の使命であり、その対応は喫緊の課題でもあります。このことを踏まえ、災害の最前線に位置する市町村では、今後の施策を十分に展開するためにも充足した財源の確保を含めた支援措置が極めて重要であるため、国に対して本意見書を提出するものであります。

それでは、意見書（案）を朗読いたします。

防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業等の期間延長を求める意見書。

近年、豪雨、暴風、波浪、高潮、地震等、気象の急激な変化に伴い、我が国土は頻発化、激甚化する自然災害にさらされている。昨年 1 0 月に上陸した台風 1 9 号の影響により、関東甲信地方を中心に記録的な大雨となり、また令和 2 年 7 月豪雨と命名された

集中豪雨は、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地広範囲にわたり激しい雨となり、河川の堤防の決壊や越水による氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊など極めて深刻な被害をもたらしたことは記憶に新しいまま、９月に入り、台風９号、１０号と相次ぎ九州地方を襲った。豪雨や河川氾濫、土砂災害などから、また極めて大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生から、地域住民の生命や財産を最大限に守り、我が国の社会経済活動を将来にわたって維持、発展させるためには、国と司法が一体となり、さらなる社会資本の整備により、国土強靱化を目指すことは必要不可欠である。

国においては、防災面で、あるいは国民経済生活面を支える重要なインフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード、ソフト対策として、平成３０年１２月、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策が取りまとめられたところであるが、これらの対策を着実に進めるためには、十分な予算と時間を確保する必要がある。また、近年激甚化する災害状況に鑑みたとき、防災・減災、国土強靱化は、３か年緊急対策期間後も継続して取り組む事項であることとともに、さらなる対策の強化が求められる。

よって、国におかれましては、地方公共団体が緊急対策期間後も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災等の対策に必要となる予算、財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策事業の期間延長並びに緊急防災、減災事業債制度を恒久化、拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・内閣官房長官・国土強靱化担当大臣宛て。

以上であります。よろしくお願いします。

（９番 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから発議第４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから発議第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１２、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第１３　閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１３、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申し出と決算審査特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

(「議長、動議」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 4番、上柏皖亮君。

○4番(上柏皖亮君) 北道勝彦議員の問責決議案を提出します。

(「賛成」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) この動議は、一人以上の賛成者がありますので成立しました。

北道勝彦議員に対する問責決議案にかかる動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時33分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時35分)

◎追加日程第1 発議第5号 北道勝彦議員に対する問責決議案について

○議長(伊都堅仁君) 追加日程第1、発議第5号、北道勝彦議員に対する問責決議案について議題とします。

地方自治法117条の規定により、しばらくの間、北道議員の退場を求めます。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時35分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 38 分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、本案について提出者の説明を求めます。

4 番、上柏皖亮君。

（4 番 上柏皖亮君 登壇）

○4 番（上柏皖亮君） 発議第 5 号。

令和 2 年 9 月 18 日。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者は、紀美野町議会議員 上柏皖亮です。

賛成者は、紀美野町議会議員 桐山尚己、藤井基彰、七良裕 光、田代哲郎、向井中洋二、美野勝男、美濃良和、以上 7 名であります。

北道勝彦議員に対する問責決議案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

案文の朗読をもって提出理由に代えさせていただきます。

北道勝彦議員に対する問責決議。

私たち議員は、町民から付託された町民の代表であり、憲法第 15 条において全体の奉仕者とうたわれているように、その職責として住民福祉の向上と醸成の発展に寄与することが求められている。このことを強く認識した上で、常に町民の声、地域の意見等を傾聴し、尊重しつつ町議会の構成員として責任ある行動をとる中で、町民が不信感を抱くような行為を断じて慎むことにより、公務に対する町民の信頼を確保しなければならないもの。

しかしながら、北道勝彦議員は令和元年第 4 回定例会における一般質問の中で、事実に基づかないことを発信し、それによって名誉を著しく傷つけられたこと及びその発信内容が議会だよりに掲載され、町民に誤った情報が拡散されたことについて、本年 1 月 29 日に町長から本町議会に強い抗議を寄せられ、対応について議長から議会運営委員会に諮問の上、全員協議会において協議を行った結果、3 月 25 日付文書により、北道勝彦議員に対し、猛省を促すとともに自らの意思と責任において態度を正すことを強く求めた。

それにもかかわらず、8 月下旬から 9 月上旬にかけて、町民に配布したチラシの内容

は6月16日の一般質問における答弁内容を歪曲したものであり、誤解と混乱を招いたことは町民から選ばれた紀美野町議会議員として常識と審議を疑うものである。また、9月7日に再び町長から強い抗議を受けたことは、信頼、信用を大事とし、議会活性化に取り組む紀美野町議会として、看過できない重罪な問題であり、許しがたい。

よって本町議会は、北道勝彦議員に対し、再度猛省を促し、議員としての責務を深く認識することと同然の倫理観を求めるとともに、その責任を強く問う。

以上、決議する。

紀美野町議会。

以上であります。

(4番 上柏皖亮君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 北道勝彦議員から、本件について弁明をしたいとの申し出があります。これを許すことに、御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議がありましたので、起立によって採決します。

この申し出に賛成の方は起立をお願いします。

(起立少数)

○議長(伊都堅仁君) 起立少数です。

したがって、北道勝彦議員の弁明の申し出に同意することは否決されました。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから発議第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この問責でございますけれども、基本的に我々は町民の皆さん方から負託されて議員として来てる以上、その町民の皆さん方に対してその福祉の向上なり、また町民の皆さん方の要求、要望を議会の場で述べていくと、当然そうす

る必要があるわけであります。

ただ、この協議の中で問題として言われたのが、予算なりあるいはその町の執行すべきことに対して、議会にかけたことに対してそれを賛成されておられた北道議員がその後、その御自分も賛成されて通った予算に対して異議があると、そういうビラをつくったことは問題ではないかと。そういうことが協議の中に出てまいりました。また、その協議の中で同僚議員の中から不適切な発言も北道議員がされてるというその議事録を基に指摘がありました。そういうことですね、我々はこの議員の質疑なり質問というのは、これは十分なできるように規制をかけるものではないと思います。また、その広報することについても、それは表現の自由というふうなことについては十分に補正をされていかなきゃならんというふうに思います。

ただですね、その一定のルールがなければうまくいかない。要するに二元代表制というふうに言われてる町議会と町長の関係で、双方が町民の福祉のためにそれぞれの立場で頑張っていくと、こういうものが本来あるべきであるわけでございますけれども、しかし、その二つの立場のものが信頼を欠いてしまうということについては大きな問題であるというふうに思います。そういうことから、議員についても十分にこの質疑なり質問をしてもらう、していく。しかし、その中で一定のルール、また見識をもった態度をもっていかなきゃならん。そういう立場のことが私はこの協議会の中で各議員から出た内容であるというふうに思います。

そういうことで、この今残念ながら町と町長のほうから抗議が来たということについては、その信頼を欠いてしまったと。そういうふうなことにある中でこの二元代表制の二つの立場のものが今後ともこの信頼をもって、町民の福祉のために進んでいくためにも一定の反省もしていただきながら、進んでいくそういう立場に戻していくためにも、私はこの問責の決議に賛成いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに賛成討論ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発議第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時49分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時50分)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月18日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 上 柏 皖 亮

議 員 七 良 裕 光